

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

| 利用者負担段階 | 主な対象者 | ※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 | |
|---------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------|
| | | 要件なし | 預貯金額（夫婦の場合）（※） |
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 高齢福祉年金受給者 | 1,000万円（2,000万円）以下 | |
| 第2段階 | ・世帯全員が市町村民税非課税 | 年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下 | 650万円（1,650万円）以下 |
| 第3段階① | | 年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下 | 550万円（1,550万円）以下 |
| 第3段階② | | 年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超 | 500万円（1,500万円）以下 |
| 第4段階 | ・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者 | | |

| | 基準費用額 （月額） | 負担限度額（月額）※短期入所生活介護等（月額）【】はショートステイの場合 | | | |
|-------------|---------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② |
| 食費 | 1,445円（4.4万円） | 300円（0.9万円） 【300円】 | 390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】 | 650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】 | 1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】 |
| 居住費 | 多床室 | | | | |
| | 特養等 | 915円（2.8万円） | 0円（0万円） | 430円（1.3万円） | 430円（1.3万円） |
| | 老健・医療院等 | 437円（1.3万円） | 0円（0万円） | 430円（1.3万円） | 430円（1.3万円） |
| | 従来型個室 | | | | |
| | 特養等 | 1,231円（3.7万円） | 380円（1.2万円） | 480円（1.5万円） | 880円（2.7万円） |
| 老健・医療院等 | 1,728円（5.3万円） | 550円（1.7万円） | 550円（1.7万円） | 1,370円（4.2万円） | |
| ユニット型個室的多床室 | 1,728円（5.3万円） | 550円（1.7万円） | 550円（1.7万円） | 1,370円（4.2万円） | |
| ユニット型個室 | 2,066円（6.3万円） | 880円（2.6万円） | 880円（2.6万円） | 1,370円（4.2万円） | |

先だってご連絡しておりますが、8月1日より、介護報酬改定による基準費用額の変更により、心と園利用者様の居室料金が変更となります。1日あたり60円の増額となります（1日あたり915円、ユニット2006円、2066円）。介護保険負担限度額の対象の方につきましても、同様にこれまでより1日あたり60円の増額となります（第1段階の方を除きます）。なお、変更に伴う料金変更同意書はすでに送付し、皆様よりご返信いただいたお返しがありません。ご協力いただきありがとうございます。

居室の料金が8月1日から変更となります

黎明

厚岸町立特別養護老人ホーム
心と園

広報委員会発行

介護保険負担限度額・社会福祉法人等軽減制度の申請について

厚岸町より、介護保険負担限度額制度及び、社会福祉法人等軽減制度の申請案内がきております。この制度は、住民税非課税の方で、年金額により段階的に食費とお部屋代（居住費）の減免を受けることができる制度です（全ての方が該当するわけではありません）。申請については、7月末までに、心と園にて申請書を作成し申請の代行を予定しておりますが、ご家族様での申請希望や、申請不要のご希望があれば、心と園までご連絡いただければと思います。

介護保険負担限度額の申請においては、入居者様に配偶者がいらっしゃる場合、配偶者の方の預金についても確認が必要となります。大変お手数をお掛け致しますが、ご連絡後、厚岸町保健福祉課介護保険係での確認をお願いすることがございますのでご了承ください。

また、前述しておりますとおり、令和6年8月1日より、1日あたりのお部屋代（居住費）が60円増額となります。介護保険負担限度額の該当者につきましても、1日あたり60円の増額となりますので、ご承知おきください。

移動売店が再開しました



新型コロナウイルスの影響もあり、長い間中止していた移動売店が再開されました。町内野呂田商店様にご協力いただき、心と園内で利用者の皆様にご協力いただき、お菓子類や果物類などの商品を手にとって確認してから、購入いただいております。

コロナ禍の間は、注文による配達のみでしたが、やはりご自分で選ぶのは楽しみです。移動売店は、現在月1回の開催で予定しています。7月17日です。

なお、施設内で感染症の陽性者が発生した場合などは、感染対策が必要となつた場合については、移動売店をしばらく中止することもございますので、その点ご了承ください。



入所者様のお元気な様子をお伝えします



編集後記

広報を担当しています心と園生活相談員の本庄です。7月となり、いよいよ夏本番です。昨年の夏も暑い日が多かったですが、今年も暑い日が多くなると予想されているそうです。

さて、7月といえば『土用の丑の日』でしょうか。なぜ、夏になると『鰻（うなぎ）』を食べるのでしょか。

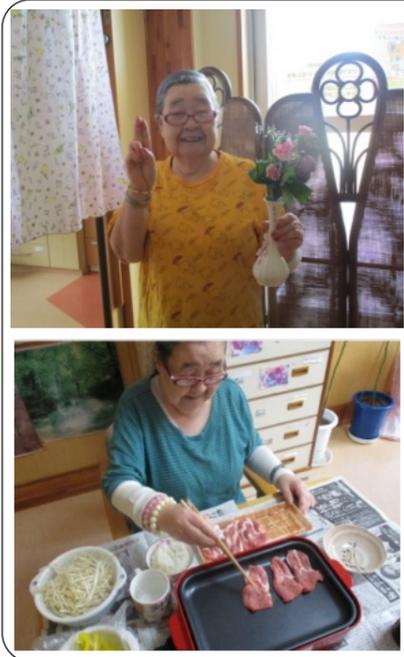
逸話ではありますが、江戸時代に鰻屋から夏に売上が落ちてしまうと、相談を受けた蘭学者の平賀源内が、鰻屋の店先に「本日丑の日、食すれば夏負けすることなし。」と書いたことから始まったといわれています。その鰻屋は大変繁盛し、他の鰻屋も真似るようになって広まったそうです。

実際に鰻は栄養価が高く、ビタミンAやB群が含まれるので夏バテ防止に効果があるそうです。心と園でも7月24日の昼食に鰻が用意される予定です。皆さん楽しみにしててください。それではまた次号でお会いしましょう。

行事 スナックポップ

★誕生会（ユニット）★

ユニットでは6月に勝木様が誕生日を迎えられています。誕生会では大好きな焼肉をご用意させていただきました。プレゼントにも大変喜んでいただけました。いつも洗濯物畳みや、おやつレクでのお手伝いなどをしていただいています。今後もお元気に過ごしていただいで来年も一緒に誕生日をお祝いしましょう。



★誕生会（多床室）★

多床室では、6月に3名の皆様が誕生日を迎えられています。皆さん誕生会でお祝いをさせていただきます。ご家族様からのプレゼントにも大変喜ばれていました。暑い季節になってきましたが、しっかり食事や飲み物を摂っていただいで、今後も皆さんお元気に過ごしていただければと思います。



★選べるミニパフェ★

6月には、11日にユニット、12日に第2フロア、13日に第1フロアと、各フロアで『選べるミニパフェ』が開催されました。「チョコバナナパフェ」と「プリンパフェ」の2種類からお好きなパフェを皆さんに選んでいただきました。今回も大変好評で皆さん喜んで召し上がられていました。



★町内ドライブ★

6月には町内ドライブ行事を開催しています。皆さん喜んでいただいています。



★おやつレク（ユニット）★

6月のユニットおやつレクは、蒸しパンでした。利用者の皆様にも、卵を割ったり、材料を混ぜたりとお手伝いをしていただきました。手作りのおやつはやはり一味違うようです。皆さんに大変好評でした。7月にもおやつレクを予定しています。是非お楽しみに。

